別表１　起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果および取り組むべき推進方針

	担当課	脆弱性評価の結果	推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）	施策分野、横断的分野	関連リスクシナリオ番号																											
１-１　大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生																																		
	防災危機管理課	災害対応を円滑に行えるよう、地域防災計画や災害対策本部運営要領を周知徹底し、初動体制を強化する必要がある。	地域防災計画や災害対策本部運営要領の見直しを行い、職員の初動体制と災害対策本部体制の強化を図る。	地域防災計画と災害対策本部運営要領の見直し（R5年度）	地域防災計画と災害対策本部運営要領の見直し（随時）	１）行政機能／警察・消防等／防災教育等	１-１	１-２	１-３	１-４	１-５	２-１	２-２	２-３	２-４	２-５	２-６	２-７	３-３	４-１	４-２	４-５	５-１	５-２	５-３	５-４	５-５	６-１	６-２	６-３	６-４	６-５
	防災危機管理課	災害対応を円滑に行えるよう、事業継続計画（BCP）において、市庁舎の代替施設や庁内ネットワークの寸断、停電等を想定した業務継続体制を構築する必要がある。	鈴鹿市業務継続計画（BCP）において、市庁舎の代替施設や庁内ネットワークの寸断、停電等を想定した業務継続体制を構築する。	鈴鹿市業務継続計画（BCP）の策定（H27年度）	鈴鹿市業務継続計画（BCP）の見直し（随時）	１）行政機能／警察・消防等／防災教育等	１-１	１-２	１-３	１-４	１-５	３-３	５-１	５-２																		
	情報政策課	災害対応を円滑に行えるよう、事業継続計画（BCP）において、市庁舎の代替施設や庁内ネットワークの寸断、停電等を想定した業務継続体制を構築する必要がある。	鈴鹿市業務継続計画（BCP）において、市庁舎の代替施設や庁内ネットワークの寸断、停電等を想定した業務継続体制を構築する。	鈴鹿市業務継続計画（BCP）の策定（H27年度）	鈴鹿市業務継続計画（BCP）の見直し（随時）	１）行政機能／警察・消防等／防災教育等	１-１	１-２	１-３	１-４	１-５	３-３	５-１	５-２																		
	防災危機管理課	災害情報を迅速に収集・共有・提供できるよう、県等の関係機関と情報伝達訓練を行い、連携を強化する必要がある。	災害情報を迅速に収集・共有・提供できるよう、県等の関係機関と連携強化を図るための情報伝達訓練を行う。	県など関係機関との情報伝達訓練（R5年度）	県など関係機関との情報伝達訓練（毎年度）	１）行政機能／警察・消防等／防災教育等	１-１	１-２	１-３	１-４	１-５	２-１	２-２	２-３	２-４	２-５	２-６	２-７	３-３	４-２	４-５	５-１	５-２	５-３	５-４	５-５						
	防災危機管理課	災害対応を円滑に行えるよう、救助・救急・消火、医療・保健・福祉、自治体職員、ボランティアの応援や、物資・燃料等の支援における受援体制を確保する必要がある。	救助・救急・消火や医療・保健・福祉、自治体職員、ボランティアの応援や、物資・燃料等の支援における受援体制を整備する。	受援計画策定の検討	受援計画の策定・改定	１）行政機能／警察・消防等／防災教育等	１-１	１-２	１-３	１-４	１-５	２-１	２-２	２-３	２-４	２-５	２-６	２-７	３-３	５-３	５-４	５-５	６-１	６-２	６-３	６-４						
	防災危機管理課	災害時において、避難情報や避難所開設情報の適切な発信ができるよう、避難情報の判断・伝達マニュアルの見直しを行う必要がある。	避難情報の判断・伝達マニュアルの見直しを行い、災害時における適切な避難情報の発信や避難所開設情報を提供する。	避難情報の判断・伝達マニュアルの改定（R5年度）	避難情報の判断・伝達マニュアルの改定（随時）	１）行政機能／警察・消防等／防災教育等	１-１	１-２	１-３	１-４	１-５																					
	子ども育成課	幼稚園及び保育所（園）等において、園児及び教職員が円滑に避難できるよう、平常時から防災教育や防災訓練を継続して実施する必要がある。	幼稚園及び保育所（園）等において、園児及び教職員が円滑に避難できるよう、防災教育や防災訓練を継続して実施する。	保育所（園）実施中	継続（毎年度）	１）行政機能／警察・消防等／防災教育等	１-１	１-２	１-３																							
	教育指導課	災害発生時に、自らの生命を守る行動を的確に行えるよう、地域と協働しながら防災・減災教育及び避難訓練を継続して実施する必要がある。	幼稚園及び保育所（園）等において、園児及び教職員が円滑に避難できるよう、防災教育や防災訓練を継続して実施する。	防災・減災教育及び避難訓練の実施 幼稚園　１００%	継続（毎年度）	１）行政機能／警察・消防等／防災教育等	１-１	１-２	１-３																							
	教育指導課	災害発生時に、自らの生命を守る行動を的確に行えるよう、地域と協働しながら防災・減災教育及び防災訓練を継続して実施する必要がある。	小中学校において、児童・生徒が自ら積極的に行動を起こすことができるよう、防災・減災教育や防災訓練を継続して実施する。	防災・減災教育及び避難訓練の実施 小中学校　１００%	継続（毎年度）	１）行政機能／警察・消防等／防災教育等	１-１	１-２	１-３																							
	消防総務課	被害発生箇所が多数に及ぶ場合に備え、引き続き消防職・団員の研修・訓練を実施するとともに、資機材の充実強化を図る必要がある。	消防職・団員の研修・訓練を実施するとともに、資機材の充実強化を図る。	消防学校等入校及び研修　実施中	継続（毎年度）	１）行政機能／警察・消防等／防災教育等	１-１	１-２	２-１	３-３																						
	消防署	被害発生箇所が多数に及ぶ場合に備え、引き続き消防職・団員の研修・訓練を実施するとともに、資機材の充実強化を図る必要がある。	消防職・団員の研修・訓練を実施するとともに、資機材の充実強化を図る。	・大規模災害に対応する訓練等の実施 年5回以上 実施中（消防団） ・消防団安全装備品配備計画　実施中	継続（毎年度）	１）行政機能／警察・消防等／防災教育等	１-１	１-２	２-１	３-３																						
	消防総務課	地域防災力の要となる消防団の充実強化を図るため、消防団施設、消防団車両、資機材等の整備を行う必要がある。	消防団の充実強化を図るため、消防団施設、消防団車両、資機材等の整備を行う。	消防団施設整備　実施中	継続（毎年度）	１）行政機能／警察・消防等／防災教育等	１-１	１-２	２-１	３-３																						
	消防課	地域防災力の要となる消防団の充実強化を図るため、消防団施設、消防団車両、資機材等の整備を行う必要がある。	消防団の充実強化を図るため、消防団施設、消防団車両、資機材等の整備を行う。	消防団施設整備　実施中	継続（毎年度）	１）行政機能／警察・消防等／防災教育等	１-１	１-２	２-１	３-３																						
	消防署	地域防災力の要となる消防団の充実強化を図るため、消防団施設、消防団車両、資機材等の整備を行う必要がある。	消防団の充実強化を図るため、消防団施設、消防団車両、資機材等の整備を行う。	消防団施設整備　実施中	継続（毎年度）	１）行政機能／警察・消防等／防災教育等	１-１	１-２	２-１	３-３																						
	防災危機管理課	災害時要援護者の被害が少なくなるよう、高齢者や障がい者等に対し、家の家具転倒防止対策を行う必要がある。	高齢者や障がい者等の災害時要援護者に対し、家具転倒防止対策を行う。	家具転倒防止対策の実施件数 ２，７６７件（H１５年度～R５年度（見込み）））	家具転倒防止対策の累計実施件数 ３，４００件（H１５年度～R９年度）	２）住宅・都市	１-１																									
	長寿社会課	介護施設等について、スプリンクラー等の整備などの防災・減災対策を推進するため、引き続き施設の新築・改修等を図る必要がある。	介護施設等について、スプリンクラー等の整備などの防災・減災対策を推進するため、国の補助制度等を活用し、引き続き施設の新築・改修等を促進する。	１施設（R2年度） １施設（R3年度） ０施設（R4年度） ０施設（R5年度）	実施（随時）	２）住宅・都市	１-１																									
	市街地整備課	災害時には、避難地としての機能を持っていることから、平時からの適切な維持管理を行う必要がある。	災害時には、避難地としての機能を持っていることから、平時からの適切な維持管理を行う。	維持管理対応件数 ５４０件	維持管理対応件数 ５４０件	２）住宅・都市	１-１	１-２	１-３	１-４	１-５	２-１	２-５	６-３	６-４																	
	市街地整備課	公園の遊戯施設や園路施設などの公園施設を更新する際には、避難場所としてのスペース確保や、園内の避難場所までのアクセスの向上を配慮するなど、防災面での機能強化を図る必要がある。	公園の遊戯施設や園路施設などの公園施設を更新する際には、避難場所としてのスペース確保や、園内の避難場所までのアクセスの向上を配慮するなど、防災面での機能強化を図る。	施設更新箇所 ７６件(R4年度) 都市公園・緑地等事業（防災・安全交付金）都市公園安全・安心対策事業（鈴鹿市公園施設長寿命化対策事業）	施設更新箇所数 １７件	２）住宅・都市	１-１	１-２	１-３	１-４	１-５	２-１	２-５	６-３	６-４																	
	建築指導課	倒壊による被害が少なくなるよう、民間の住宅・建築物の耐震化の目標を定めて、耐震化を図る必要がある。	鈴鹿市耐震改修促進計画を策定し、民間の住宅・建築物に対し、耐震化の目標を定めて、耐震化に関する様々な施策を行い、耐震化を図る。	住環境整備事業(防災・安全交付金)住宅・建築物安全ストック形成事業 民間特定建築物の耐震化率 ９２.２%（R2年度）	民間特定建築物の耐震化率 ９５.０%	２）住宅・都市	１-１	１-２	１-３	２-１	２-３	２-７																				
	建築指導課	倒壊による被害が少なくなるよう、昭和５６年５月３１日以前に建てられた旧耐震基準の住宅に対し、補助制度等により、耐震化を図る必要がある。	昭和５６年５月３１日以前に建てられた旧耐震基準の住宅に対し、市の無料耐震診断制度や、耐震補強計画、耐震補強工事、除却工事の補助制度により耐震化の支援を行う。	住環境整備事業(防災・安全交付金)住宅・建築物安全ストック形成事業 住宅の耐震化率 ８９.０%（R4年度）	住宅の耐震化率 ９５.０%	２）住宅・都市	１-１	１-２	１-３	２-１	２-３	２-７																				
	建築指導課	倒壊による被害が少なくなるよう、昭和５６年５月３１日以前に建てられた旧耐震基準の住宅に対し、耐震化の普及啓発や、相談会、研修会により、耐震化を図る必要がある。	昭和５６年５月３１日以前に建てられた旧耐震基準の住宅に対し、戸別訪問やチラシ配布、市広報誌による耐震化の普及啓発や、住宅相談会、耐震改修業者への研修会を開催し耐震化を図る。	住環境整備事業(防災・安全交付金)住宅・建築物安全ストック形成事業 住宅の耐震化率 ８９.０%（R4年度）	住宅の耐震化率 ９５.０%	２）住宅・都市	１-１	１-２	１-３	２-１	２-３	２-７																				
	建築指導課	災害時の救助・救急、輸送等の通行を確保できるよう、倒壊により、緊急輸送道路を塞ぐおそれのある沿道の建築物の耐震化を図る必要がある。	倒壊により、緊急輸送道路を塞ぐおそれのある沿道の建築物の所有者に対し、耐震化の必要性を周知し、補助制度により支援を行う。	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業 耐震改修工事実施件数 １件（R5年度）	耐震改修工事実施件数 ３件	２）住宅・都市	１-１	１-２	５-５																							
	建築指導課	ブロック塀除却を促進することにより、通行人の安全及び緊急避難経路の確保を図っていく必要がある。	倒壊により、避難路を塞ぐおそれのあるブロック塀の所有者に対し、除却を促進し、助成制度により、支援を行う。	助成金交付の実施	継続（随時）	２）住宅・都市	１-１	１-２	１-３	５-５																						
	住宅政策課	適切に管理されない管理不全空家等については、倒壊・崩落等の被害を最小限に抑え、地域住民に悪影響を与えないよう、「鈴鹿市空家等対策計画」に基づき、管理不全空家等の解消や所有者等による適正管理の指導等を行うとともに、空き家対策総合支援事業等を活用し、空家の有効活用を推進する必要がある。	適切に管理されない管理不全空家等については、倒壊・崩落等の被害を最小限に抑え、地域住民に悪影響を与えないよう、「鈴鹿市空家等対策計画」に基づき、管理不全空家等の解消や所有者等による適正管理の指導等を行うとともに、空き家対策総合支援事業等を活用し、空家の有効活用を推進する。	空き家の解消割合 ２０.５%	空き家の解消割合 ２３%	２）住宅・都市	１-１																									

	担当課	脆弱性評価の結果	推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）	施策分野、横断的分野	関連リスクシナリオ番号																										
	公共施設政策課	「鈴鹿市公共施設等総合管理計画」及び「鈴鹿市公共建築物個別施設計画」に基づき、全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理することで、老朽化した公共施設の安全性の確保を行い、公共施設の適切な維持保全活動に努める必要がある。	「鈴鹿市公共施設等総合管理計画」及び「鈴鹿市公共建築物個別施設計画」に基づき、公共施設の適切な維持保全活動に努める。		継続	2）住宅・都市	1-1																									
	教育政策課	災害時の収容避難所に指定されている学校のトイレを避難者が安心安全で快適に過ごせるよう、トイレの洋式化を推進する必要がある。また、学校施設としての環境改善を含めて、適切な改修を図る必要がある。	災害時の収容避難所に指定されている学校のトイレを避難者が安心安全で快適に過ごせるよう、トイレの洋式化を推進する。また、学校施設の環境改善（空調・特別支援教室など）の施設改修を推進する。	・学校施設環境改善交付金 国府小学校（校舎・屋内運動場）部位改修 庄野小学校（校舎）部位改修 牧田小学校（校舎）複合化 石薬師小学校（校舎）部位改修 白子小学校（校舎）部位改修 稲生小学校（屋内運動場）部位改修 河曲小学校（校舎）部位改修 長太小学校（校舎・屋内運動場）部位改修 箕田小学校（屋内運動場）部位改修 玉垣小学校（校舎・屋内運動場）部位改修 若松小学校（校舎）部位改修 椿小学校（校舎）部位改修 白鳥中学校（校舎・屋内運動場）部位改修 白子中学校（屋内運動場）部位改修 創徳中学校（屋内運動場）部位改修 鈴峰中学校（屋内運動場）部位改修	鈴鹿市公共建築物個別施設計画に基づき、トイレ洋式化・学校施設環境改善を推進	2）住宅・都市	1-1	2-3																									
	長寿社会課	より多くの高齢者に介護予防の取り組みを行っていただくことで、一人でも多くの人が自力で避難できるよう、地域の通いの場の充実にむけた支援が必要である。	より多くの高齢者に介護予防の取り組みを行っていただくことで、一人でも多くの人が自力で避難できるよう、地域の通いの場の充実にむけた支援を推進する。	住民主体の通いの場に参加する高齢者の人数 3,158人（R4年度）	4,100人（R9年度）	3）保健医療・福祉	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5																					
	地域医療推進課	一人でも多くの人が自力で避難できるよう、健康づくりを推進する必要がある。	災害発生時において、一人でも多くの人が自力で避難できるよう、健康づくりや介護予防を推進する。	健康増進事業　PR事業・健康教室等の実施　実施中	継続（毎年度）	3）保健医療・福祉	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5																					
	防災危機管理課	災害情報を迅速に収集・共有・提供できるよう、総合防災情報システムの導入を進め、防災情報プラットフォーム（防災情報の収集や提供を行う仕組み）の更なる充実を図る必要がある。	総合防災情報システムの導入を進め、防災情報プラットフォーム（防災情報の収集や提供を行う仕組み）の更なる充実を図る。	総合防災情報システムの方向性検討	総合防災情報システムの導入	6）情報通信	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6	2-7	3-3	4-2	4-5	5-1	5-2	5-3	5-4	5-5						
	防災危機管理課	住民の情報収集手段の確保のため、複数の情報伝達手段の確保・整備・更新に努め、避難情報等の発信を継続する必要がある。	市公式LINEやSNS、市ウェブサイト、防災スピーカー等の複数の情報伝達手段の確保・整備・更新に努め、避難情報等の発信を継続し、住民の情報収集手段の確保を図る。	市公式LINE災害情報登録（利用）者数 8,000人（R5年度見込み）	市公式LINE災害情報登録（利用）者数 12,000人	6）情報通信	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	5-1																		
	防災危機管理課	適切な避難行動がとれるよう、防災マップや各種ハザードマップにより、防災意識の向上を図る必要がある。	防災マップのほか、津波浸水、震度、液状化、河川・内水氾濫、高潮浸水、ため池等のハザードマップの作成・配布による周知を図り、防災意識の向上を図る。	防災マップの改定・配布（R5年度）	防災マップの改定・配布（随時）	10）国土保全	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5																					
	防災危機管理課	災害対応を円滑に行えるよう、行政、関係機関、地域住民、民間事業者が一体となった実践的な防災訓練を継続して行う必要がある。	行政、関係機関、地域住民、民間事業者が一体となった実践的な防災訓練を行う。	総合防災訓練の実施（R4年度） 地域地震防災訓練の実施（R5年度）	総合防災訓練又は地域地震防災訓練の実施	A）リスクコミュニケーション	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6	2-7	3-3	4-2	4-5	5-1	5-2	5-3	5-4	5-5						
	防災危機管理課	災害時要援護者の安否確認や救出、避難支援が地域で行えるよう、自治会、民生委員、自主防災組織、消防団等が連携した共助活動の体制づくりを行う必要がある。	地域（自治会、民生委員、自主防災組織、消防団等）が連携し、災害時要援護者の安否確認や救出、避難支援が行えるよう、防災訓練等を支援し共助活動の強化を図る。			A）リスクコミュニケーション	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3																		
	防災危機管理課	被害が少なくなるよう、家の中の安全確保や、避難情報の取得、避難方法、家庭の備蓄、家族との連絡方法の確保等の普及啓発を行い、自助の取組を促す必要がある。	家具の転倒防止等の家の安全確保や、避難情報の取得、避難方法、家庭の備蓄、家族との連絡方法の確保等の防災啓発を行う。	防災研修会の実施回数 100回／年間（R5年度見込み）	防災研修会の実施回数 120回／年間	A）リスクコミュニケーション	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-3																		
	防災危機管理課	地域の共助活動ができるよう、防災資機材等の補助や新規結成による防災倉庫や防災資機材の提供、防災訓練や研修会等により、自主防災隊の活動を支援する必要がある。	自主防災組織に対し、防災資機材等の補助や新規結成による防災倉庫や防災資機材の提供、防災訓練や研修会等による支援を行う。	自主防災隊組織率 94.1%（R5年度）	自主防災隊組織率 100%	A）リスクコミュニケーション	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-3	3-3																		
	防災危機管理課	地域の共助活動ができるよう、防災訓練や防災研修会、地区防災計画の策定等の支援により、自治会、自主防災組織、消防団、民生児童委員、地域づくり協議会等の地域の連携体制を強化する必要がある。	自治会、自主防災組織、消防団、民生児童委員、地域づくり協議会等の地域の連携体制の強化を図るため、防災訓練や防災研修会、地区防災計画の策定等を支援する。	地区防災計画策定数 9地区（R5年度）	地区防災計画策定数 28地区	A）リスクコミュニケーション	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-3	3-3																		
	防災危機管理課	事業所が業務を継続できるよう、防災訓練や防災研修会を行い、事業所内での自主的防災体制を強化する必要がある。	事業所に対し、防災訓練や防災研修会を行い、事業所内での自主的防災体制の強化を図る。	民間事業所に対する防災研修会の実施（R5年度）	民間事業所に対する防災研修会の実施（毎年度）	A）リスクコミュニケーション	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	4-1																				
	予防課	事業者等に対し、消防・防災訓練及び救急法講習会等を行うよう指導するとともに、自主防災体制の整備を促進する必要がある。	事業者等に対し、消防・防災訓練及び救急法講習会等を行うよう指導するとともに、自主防災体制の整備を促進する。		継続	A）リスクコミュニケーション	1-1	1-2																								
	防災危機管理課	南海トラフ地震防災規程の作成が必要な事業者に対し、引き続き作成を指導する必要がある。	南海トラフ地震防災規程の作成が必要な事業者に対し、引き続き作成の指導を行う。		継続	A）リスクコミュニケーション	1-1	1-2	1-3																							
	長寿社会課	地域において防災訓練等を実施し、地域住民の防災意識を高めるとともに、地域の助け合いの中で、安否確認や避難支援を行う仕組みづくりについて、働きかけを行う必要がある。	地域（自治会、民生委員、自主防災組織、消防団等）が連携し実施する災害時要援護者の安否確認や避難支援をサポートするため、防災訓練等の共助活動の強化を図る。			A）リスクコミュニケーション	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5																					
	消防課	災害時要援護者の安否確認や救出、避難支援が地域で行えるよう、自治会、民生委員、自主防災組織、消防団等が連携した共助活動の体制づくりを行う必要がある。	地域（自治会、民生委員、自主防災組織、消防団等）が連携し、災害時要援護者の安否確認や救出、避難支援が行えるよう、防災訓練等を支援し共助活動の強化を図る。			A）リスクコミュニケーション	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5																					
	消防課	大規模災害時においては、地域住民等による消火活動や救護活動が必要となるため、消防・防災訓練及び救急法講習会等を通して、市民の防災力の向上を図る必要がある。	地域住民等による消火活動や救護活動が必要となるため、消防・防災訓練及び救急法講習会等を実施する。	消防・防災訓練及び救急法講習会等の実施　実施中	継続（毎年度）	A）リスクコミュニケーション	1-1	1-2																								
	消防署	大規模災害時においては、地域住民等による消火活動や救護活動が必要となるため、消防・防災訓練及び救急法講習会等を通して、市民の防災力の向上を図る必要がある。	地域住民等による消火活動や救護活動が必要となるため、消防・防災訓練及び救急法講習会等を実施する。	消防・防災訓練及び救急法講習会等の実施　実施中	継続（毎年度）	A）リスクコミュニケーション	1-1	1-2																								
	消防署	消防団員は、近年の社会環境や就業形態の変化などにより、継続的な確保が難しい状況で、自治会、事業所等の協力を得ながら、団員数の確保・維持に努める必要がある。	自治会、事業所等の協力を得て消防団員の確保に努める。		継続（毎年度）	B）人材育成	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5																					
	防災危機管理課	災害対応を円滑に行えるよう、様々な事業者や団体等の協力・支援を得る体制を整え、防災体制を強化する必要がある。	災害時における様々な協力・支援等を得るために、様々な事業者や団体等と防災協定を締結し、防災体制の強化を図る。	防災協定締結数 172団体(R5年度)	防災協定締結数 180団体	C）官民連携	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6	2-7	3-3	4-2	4-5	5-1	5-2	5-3	5-4	5-5	6-1	6-2	6-3	6-4		
	防災危機管理課	災害時の救助・救急、輸送等の通行を確保できるよう、道路、橋梁等の被害情報の収集訓練等により、関係機関との伝達体制を強化する必要がある。	道路、橋梁等の被害情報の収集訓練等により、関係機関との伝達体制の強化を図る。	道路啓開訓練の実施（R5年度）	道路啓開訓練の実施（毎年度）	C）官民連携	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-4	2-6	5-3	5-5															
	土木総務課	災害時の救助・救急、輸送等の通行を確保できるよう、道路、橋梁等の被害情報の収集訓練等により、関係機関との伝達体制を強化する必要がある。	道路、橋梁等の被害情報の収集訓練等により、関係機関との伝達体制の強化を図る。	道路啓開訓練の実施（R5年度）	道路啓開訓練の実施（毎年度）	C）官民連携	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-4	2-6	5-3	5-5															
	道路保全課	災害時の救助・救急、輸送等の通行を確保できるよう、道路、橋梁等の被害情報の収集訓練等により、関係機関との伝達体制を強化する必要がある。	道路、橋梁等の被害情報の収集訓練等により、関係機関との伝達体制の強化を図る。	道路啓開訓練の実施（R5年度）	道路啓開訓練の実施（毎年度）	C）官民連携	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-4	2-6	5-3	5-5															

	担当課	脆弱性評価の結果	推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）	施策分野、横断的分野	関連リスクシナリオ番号																											
	防災危機管理課	救助・捜索活動やライフライン復旧活動が円滑にできるよう、警察、自衛隊、ライフライン事業者等の活動拠点を確保する必要がある。	警察、自衛隊等の救助・捜索活動やライフライン事業者によるライフライン復旧活動における人員、資機材、物資、集積等に必要な活動拠点を確保する。	ライフライン事業者との防災協定（災害復旧用オープンスペース提供）締結（H19年度）	ライフライン事業者との防災協定（災害復旧用オープンスペース提供）の運用（継続）	C)官民連携	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-4	2-6	5-2	5-3	5-4	5-5															
	防災危機管理課	災害時の救助・救急、輸送等の通行を確保できるよう、防災協定を締結している関係団体等と、重機による障害物の除去作業の訓練等を行い、連携を強化する必要がある。	防災協定を締結している関係団体等と、重機による障害物の除去作業の訓練等を行い、連携強化を図る。	道路啓開訓練の実施（R5年度）	道路啓開訓練の実施（毎年度）	C)官民連携	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-4	2-6	5-3	5-5																
	土木総務課	災害時の救助・救急、輸送等の通行を確保できるよう、防災協定を締結している関係団体等と、重機による障害物の除去作業の訓練等を行い、連携を強化する必要がある。	防災協定を締結している関係団体等と、重機による障害物の除去作業の訓練等を行い、連携強化を図る。	道路啓開訓練の実施（R5年度）	道路啓開訓練の実施（毎年度）	C)官民連携	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	2-1	2-2	2-4	2-6	5-3	5-5																
	防災危機管理課	災害時のアクセス集中による市ウェブサイトの接続障害を防ぐため、インターネット検索サービス事業者と防災協定を締結し、キャッシュサイト等の整備により、アクセスの分散を行う必要がある。	インターネット検索サービス事業者と防災協定を締結し、キャッシュサイト等の整備により、市ウェブサイトのアクセスの分散や、災害情報の発信等を図る。	インターネット検索サービス事業者との防災協定締結数1事業者（H27年度）	インターネット検索サービス事業者との防災協定の運用（継続）	C)官民連携	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	3-3	5-1																				
	子ども政策課	老朽化した公立の特定教育・保育施設等の環境改善を図り、入所児童が安心安全で快適に過ごせる保育活動に努める必要がある。	老朽化した公立の特定教育・保育施設等の環境改善を図り、入所児童が安心安全で快適に過ごせる保育活動に努める。	・認定こども園施設整備事業（就学前教育・保育施設整備事業交付金） ・公立幼稚園のトイレ洋式化（学校施設環境改善交付金）	・認定こども園施設整備事業（就学前教育・保育施設整備事業交付金） ・公立幼稚園のトイレ洋式化（学校施設環境改善交付金）	D)老朽化対策	1-1	1-2	2-3																								
	子ども育成課	老朽化した私立の特定教育・保育施設等の環境改善を図り、入所児童が安心安全で快適に過ごせる保育活動に努める必要がある。	老朽化した私立の特定教育・保育施設等の環境改善を図り、入所児童が安心安全で快適に過ごせる保育活動に努める。	就学前教育・保育施設整備交付金 ・石薬師認定こども園の耐震化整備事業（R6～R7）	継続（随時）	D)老朽化対策	1-1	1-2	2-3																								
	住宅政策課	市営住宅については、防災対策、老朽化対策及び安全確保並びに住環境整備のために、「鈴鹿市市営住宅長寿命化計画」に基づく計画的な長寿命化改修を行う必要がある。	市営住宅については、防災対策、老朽化対策及び安全確保並びに住環境整備のために、「鈴鹿市市営住宅長寿命化計画」に基づく計画的な長寿命化改修を行いつつ、改善工事を行う公営住宅等ストック総合改善事業を推進する。	市営住宅の稼働率 85%	市営住宅の稼働率 85%	D)老朽化対策	1-1																										
	防災危機管理課	鈴鹿市統合型GISにより、過年度に被災した箇所の情報共有や災害発生時、速やかに被災箇所情報を共有し、対策及び対応が可能となるよう継続して活用する必要がある。	鈴鹿市統合型GISにより、過年度に被災した箇所の情報共有や災害発生時、速やかに被災箇所情報を共有し、対策及び対応が可能となるよう継続して活用する。	継続	継続	F)デジタル活用	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5																						
	情報政策課	鈴鹿市統合型GISにより、過年度に被災した箇所の情報共有や災害発生時、速やかに被災箇所情報を共有し、対策及び対応が可能となるよう継続して活用する必要がある。	鈴鹿市統合型GISにより、過年度に被災した箇所の情報共有や災害発生時、速やかに被災箇所情報を共有し、対策及び対応が可能となるよう継続して活用する。	継続	継続	F)デジタル活用	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5																						
1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生																																		
	消防総務課	火災による被害の軽減を図るため、消防施設、消防車両、資機材等の整備を行う必要がある。	消防施設、消防車両、資機材等の整備を行う。	消防施設整備　実施中	継続（随時）	1）行政機能／警察・消防等／防災教育等	1-2	2-1	3-3																								
	消防課	火災による被害の軽減を図るため、消防施設、消防車両、資機材等の整備を行う必要がある。	消防施設、消防車両、資機材等の整備を行う。	車両整備計画　実施中	継続（毎年度）	1）行政機能／警察・消防等／防災教育等	1-2	2-1	3-3																								
	消防課	老朽化の進む耐震性防火水槽等の維持管理と、効果的な設置を行い、消防水利の整備を推進する必要がある。	老朽化の進む耐震性防火水槽等の維持管理と、効果的な設置を行い、消防水利の整備を推進する。	消防水利整備　実施中	継続（毎年度）	1）行政機能／警察・消防等／防災教育等	1-2																										
	消防課	自治会や自主防災組織等の老朽化した消防用ホースなどの消火資機材を更新する必要がある。	自治会や自主防災組織等の老朽化した消防用ホースなどの消火資機材を更新する。	消防用ホースなどの更新補助　実施中	継続（毎年度）	1）行政機能／警察・消防等／防災教育等	1-2																										
	予防課	地震火災は被害を大きくする要因であるため、市民に対し、火災予防の啓発を行う必要がある。	地震火災は被害を大きくする要因であるため、市民に対し、火災予防の啓発を行う。		継続	1）行政機能／警察・消防等／防災教育等	1-2																										
	水道工務課 水道施設課	水道水の確保と施設の早期復旧を可能とするため、水道施設等の計画的な耐震化をはじめ、老朽管施設の計画的な更新、給水の安定化及び既存施設の機能向上を推進する必要がある。	水道水の確保と施設の早期復旧を可能とするため、水道施設等の計画的な耐震化をはじめ、老朽管施設の計画的な更新、給水の安定化及び既存施設の機能向上を推進する。	水道（社会資本整備総合交付金/防災・安全交付金） 水道管路耐震化等推進事業 鈴鹿市上水道事業 （R3年度～R7年度） 基幹管路の耐震適合率 45.1%(R4年度）	基幹管路の耐震適合率 46.6 %	2）住宅・都市	1-2	2-4	4-6	5-4																							
	消防課	火災の被害軽減を図るため、消防団と自主防災組織との連携体制を整備する必要がある。	火災の被害軽減を図るため、消防団と自主防災組織との連携体制を整備する。	消防団の指導による自主防災組織の訓練実施　実施中	継続（毎年度）	A)リスクコミュニケーション	1-2																										
	消防署	火災の被害軽減を図るため、消防団と自主防災組織との連携体制を整備する必要がある。	火災の被害軽減を図るため、消防団と自主防災組織との連携体制を整備する。	消防団の指導による自主防災組織の訓練実施　実施中	継続（毎年度）	A)リスクコミュニケーション	1-2																										
	予防課	防火意識や初期消火能力の向上のため、保育所（園）、幼稚園や自衛消防組織を有する事業所に対し消防訓練を指導する必要がある。	防火意識や初期消火能力の向上のため、保育所（園）、幼稚園や自衛消防組織を有する事業所に対し消防訓練を指導する。	講習会など（事業所一日消防訓練）の実施	継続	A)リスクコミュニケーション	1-2																										
	情報政策課	災害時のアクセス集中による市ウェブサイトの接続障害を防ぐため、インターネット検索サービス事業者と防災協定を締結し、キャッシュサイト等の整備により、アクセス分散を行う必要がある。	インターネット検索サービス事業者と防災協定を締結し、キャッシュサイト等の整備により、市ウェブサイトのアクセスの分散や、災害情報の発信等を図る。	インターネット検索サービス事業者との防災協定締結数 1事業者（H27年度）	インターネット検索サービス事業者との防災協定の運用（継続）	C)官民連携	1-2	1-3	1-4	1-5	3-3	5-1																					
1-3 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生																																		
	消防課	津波による被害の軽減を図るため、被害状況を確認できる設備等を整備する必要がある。	津波による被害の軽減を図るため、被害状況を確認できる設備等を整備する。		継続（毎年度）	1）行政機能／警察・消防等／防災教育等	1-3																										
	地域医療推進課	医療施設の被害を防ぐために、水防法、土砂災害防止法に基づく避難確保計画の策定を支援する必要がある。	水防法、土砂災害防止法に基づく医療施設の避難確保計画の策定を支援する。		避難確保計画策定率 100%	3）保健医療・福祉	1-3	1-4	1-5																								
	農林水産課	平成27年3月三重県公表による津波浸水想定において、最大津波高6m、津波浸水面積1,170haが浸水することから、海岸保全施設、港湾施設の地震、津波、老朽化対策が急務であり、特に海岸背後地は、住宅地や商業地等が密着した地域があることから、甚大な被害が危惧されるため、海岸保全施設等の補強による津波・高潮浸入防止整備を促進する必要がある。	鈴鹿市が管理する海岸保全施設等の整備が推進出来るよう県及び国に働きかける。	海岸保全施設整備事業	継続	9）農林水産	1-3	2-4																									
	農林水産課	漁港施設において、地震・津波等による災害の防止や、施設の整備及び機能強化を図る必要がある。	地震・津波等による災害の防止のため、漁港及び海岸施設の機能強化を図る。	・海岸保全施設整備事業 ・農山漁村地域整備交付金	継続	9）農林水産	1-3																										
	農林水産課	漁港施設において、地震・津波等による災害の防止や、施設の整備及び機能強化を図る必要がある。	鈴鹿市の漁港海岸事業の整備を推進する。	農山漁村地域整備交付金	継続	9）農林水産	1-3	2-4																									
	農林水産課	異常気象等に対応できる漁港施設の強化を行う必要がある。	地震・津波等による災害の防止や、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、漁港施設の機能強化を図る。	・水産物供給基盤機能保全事業（水産基盤ストックマネジメント事業） ・市単独漁港整備事業	・継続 ・整備継続（随時）	9）農林水産	1-3	2-4	4-5																								

	担当課	脆弱性評価の結果	推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）	施策分野、横断的分野	関連リスクシナリオ番号		
	河川雨水対策課	異常気象等に対応できる海岸堤防の強化を行う必要がある。	三重県が行う海岸事業の整備促進を図る。	高潮・侵食対策、老朽化対策 ・千代崎港海岸原永地区（離岸堤整備） ・南若松地区海岸（離岸堤整備） ・下箕田地区海岸ほか7海岸（老朽化対策）	継続	10）国土保全	1-3		
	河川雨水対策課	地震後は河川を津波が遡上することから、国・県及び関係機関と協力して河川の改修、堤防や護岸等の河川構造物の改築・改良、水門、雨水ポンプ場等の整備を推進する必要がある。	国・県及び関係機関と協力して河川、水門、雨水ポンプ場等の整備を推進する。	・準用河川北長太川外1河川改良事業（防災・安全交付金）R2～R6年度、R7～R11年度 ・河川改良事業（市単独事業）（実施中） <公共下水（雨水）施設整備事業> ・金沢排水区外15排水区公共下水道（雨水）施設整備事業（防災・安全交付金）（実施中）R5～R9年度	継続(毎年度)	10）国土保全	1-3		
	防災危機管理課	津波から円滑に避難できるよう、津波避難訓練を継続して行う必要がある。	津波から円滑に避難できるよう、地域や学校における津波避難訓練を支援する。	地域・小中学校での津波避難訓練の実施（R5年度）	地域・小中学校での津波避難訓練の実施（毎年度）	A）リスクコミュニケーション	1-3		
	予防課	南海トラフ地震防災規程の作成が必要な事業者に対し、引き続き作成の指導する必要がある。	南海トラフ地震防災規程の作成が必要な事業者に対し、引き続き作成の指導を行う。		継続	A）リスクコミュニケーション	1-3		
	防災危機管理課	津波から緊急避難ができるよう、津波浸水予測区域内の民間施設について、津波避難ビル（緊急避難施設）の指定拡大を図る必要がある。	津波避難施設整備事業補助制度の活用により、津波浸水予測区域内の民間施設について、津波避難ビル（緊急避難施設）の指定拡大を図る。	津波避難ビル指定数 30か所（R5年度）	津波避難ビル指定数 33か所	C）官民連携	1-3		
1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）									
	防災危機管理課	河川氾濫に対する適切な避難情報の発信や応急対策を円滑に行えるよう、国や県の河川管理者と連携した水防体制を強化する必要がある。	指定予報河川である鈴鹿川、水位周知河川である安楽川、中ノ川、堀切川、椋川の河川管理者（国・県）と連携した水防体制の強化を図る。	鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会への参加（R5年度）	鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会への参加（毎年度）	1）行政機能／警察・消防等／防災教育等	1-4		
	教育指導課	土砂災害防止法第8条に基づく避難確保計画策定対象施設に、合川小学校、天栄中学校、白鳥中学校、加佐登小学校の4校が含まれていることを踏まえ、該当校の避難計画の作成及び避難訓練の継続実施が必要である。	水防法、土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画の策定を支援する。	避難確保計画策定率 （対象4校は済）	避難確保計画策定率 100%	3）保健医療・福祉	1-4	1-5	
	防災危機管理課	住民にリアルタイムで災害情報を提供できるよう、気象情報システムや雨量計、ライブカメラ、危機管理水位計等の整備・更新を行う必要がある。	気象情報システムや雨量計、ライブカメラ、危機管理水位計等の整備・更新に努め、市民にリアルタイムで災害情報提供する。	市公式LINE災害情報登録（利用）者数 8,000人（R5年度見込み）	市公式LINE災害情報登録（利用）者数 12,000人	6）情報通信	1-4	1-5	
	農林水産課	集中豪雨による市街地への浸水を防止するため、農地の荒廃化を防ぎ、貯水池として活用する多面的機能の維持を行う必要がある。	担い手への農地の集積・集約化による、農地の荒廃化の未然防止を推進するとともに、荒廃農地の再生を図る。	・担い手農家に集積した農地の割合 52.0% ・荒廃農地再生事業（市単独事業）	・57.0% ・継続	9）農林水産	1-4		
	耕地課	用排水機能を確保するため、農業用用排水路を適正に維持管理する必要がある。	用排水機能を確保するため、農業用用排水路を適正に維持管理を行う。	・農業水路等長寿命化・防災減災事業 大池地区 ・改修工事実施件数 0件／4件 0%	4件／4件 100%（R9年度）	9）農林水産	1-4	1-5	4-6
	耕地課	農業用ため池の決壊による浸水被害を防止するため、適正な維持管理の徹底と調査結果に基づいた整備を促進する必要がある。	農業用ため池の決壊による浸水被害を防止するため、適正な維持管理の徹底と調査結果に基づいた整備を促進する。	農村地域防災減災事業 防災工事実施計画策定件数 1件／40件 2.5%	3件／40件 7.5%（R9年度）	9）農林水産	1-4	1-5	4-6
	防災危機管理課	要配慮者利用施設の被害を防ぐよう、水防法、土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画の策定を支援する必要がある。	水防法、土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画の策定を支援する。	避難確保計画策定率 100%（R5年度）	避難確保計画策定率 100%	10）国土保全	1-4	1-5	2-3
	子ども育成課	水防法、土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画の策定を支援する必要がある。	水防法、土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画の策定を支援する。			10）国土保全	1-4	1-5	
	防災危機管理課	関係機関と連携し災害対応を円滑に行えるよう、災害発生前から予測可能な台風等の事前対策を時系列で整理した鈴鹿市版タイムラインを見直し、初動体制を強化する必要がある。	台風被害等を減らすための事前対策を時系列で整理した鈴鹿市版タイムラインを見直し、災害発生前に関係機関と連携した初動体制の強化を図る。	鈴鹿市版タイムラインの作成（R1年度）	鈴鹿市版タイムラインの改定（随時）	10）国土保全	1-4	1-5	
	防災危機管理課	適切な避難行動がとれるよう、内水ハザードマップの配布により、内水氾濫のおそれがある場所を周知する必要がある。	浸水シミュレーション結果等を用いた内水ハザードマップを改定し、周知を行う。	浸水実績による内水ハザードマップの作成・配布（H26年度）	浸水シュミレーション結果を用いた内水ハザードマップの作成	10）国土保全	1-4		
	河川雨水対策課	集中豪雨による市街地等への浸水を防止するため、鈴鹿川ほか市内河川の河川整備計画に基づき、国・県と連携し河川整備事業を推進する必要がある。	鈴鹿川水系河川整備計画に基づき国が行う治水事業の整備促進を図る。	・鈴鹿川第一及び第二頭首工の改築 ・鈴鹿川河川改修	・早期事業着手 ・継続(毎年度)	10）国土保全	1-4		
	河川雨水対策課	集中豪雨による市街地等への浸水を防止するため、鈴鹿川ほか市内河川の河川整備計画に基づき、国・県と連携し河川整備事業を推進する必要がある。	鈴鹿川水系（指定区間）等の河川整備計画に基づき三重県が行う治水事業の整備促進を図る。	芥川、堀切川等の河川改修	継続(毎年度)	10）国土保全	1-4		
	河川雨水対策課	集中豪雨による市街地等への浸水を防止するため、鈴鹿川ほか市内河川の河川整備計画に基づき、国・県と連携し河川整備事業を推進する必要がある。	集中豪雨による市街地等への浸水を防止するため、鈴鹿川ほか市内河川の河川整備計画に基づき、国・県と連携し河川整備事業を推進する。	・準用河川北長太川外1河川改良事業（防災・安全交付金事業））R2～R6年度、R7～R11年度 ・市単独事業（実施中）	継続(毎年度)	10）国土保全	1-4		
	河川雨水対策課	市街地等での浸水対策として、鈴鹿市総合雨水対策基本計画に基づく施設整備事業を推進する必要がある。	市街地等の浸水対策として、鈴鹿市総合雨水対策基本計画に基づく施設整備事業を推進する。	・<公共下水（雨水）施設整備事業>金沢排水区外15排水区公共下水道（雨水）施設整備事業（防災・安全交付金事業）（実施中）R5～R9年度 ・<新設改良事業>（市単独事業）（実施中）	継続(毎年度)	10）国土保全	1-4		
	河川雨水対策課	下水道（雨水）施設、雨水ポンプ場等の計画的な設備の整備・管理を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する必要がある。	下水道（雨水）施設、雨水ポンプ場等の整備・管理を行うとともに防災体制の整備を推進する。	公共下水道（雨水）施設整備事業（防災・安全交付金事業）R5～R9年度		10）国土保全	1-4		
	河川雨水対策課	市街地への浸水を防止するため、国・県及び関係機関と協力して河川の改修、堤防や護岸等の河川構造物の改築・改良、水門、雨水ポンプ場等の整備を推進する必要がある。	雨水排水体制の強化・国・県及び関係機関と協力して河川、水門、雨水ポンプ場等の整備を推進する。		継続	10）国土保全	1-4	5-4	
	河川雨水対策課	適切な避難行動がとれるよう、内水ハザードマップの配布により、内水氾濫のおそれがある場所を周知する必要がある。	浸水シミュレーション結果等を用いた内水ハザードマップの作成・配布に努める。	浸水実績による内水ハザードマップの作成・配布（H26年度）R5～R9年度	浸水シュミレーション結果を用いた内水ハザードマップの作成	10）国土保全	1-4		
	耕地課	ため池被害状況を迅速に把握し周辺住民へ情報を提供する必要がある。	ため池被害状況を迅速に把握し周辺住民へ情報を提供する。	市ウエブサイトへ掲載中	継続	A）リスクコミュニケーション	1-4	1-5	5-1
	耕地課	ため池ハザードマップを広く周知し、ため池決壊時の被害低減と市民の防災意識の向上に努める必要がある。	ため池ハザードマップを広く周知し、ため池決壊時の被害低減と市民の防災意識の向上を図る。	農業水路等長寿命化・防災減災事業 防災重点ため池ハザードマップ作成件数 48件／48件 100%	継続	A）リスクコミュニケーション	1-4	1-5	5-1

	担当課	脆弱性評価の結果	推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）	施策分野、横断的分野	関連リスクシナリオ番号																										
1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生																																	
	防災危機管理課	適切な避難行動がとれるよう、土砂災害（特別）警戒区域における避難情報の伝達体制を強化する必要がある。	避難情報の判断・伝達マニュアルにより、土砂災害（特別）警戒区域における避難情報の伝達体制の強化を図る。	避難情報の判断・伝達マニュアルの改定（R5年度）	避難情報の判断・伝達マニュアルの改定（随時）	1）行政機能／警察・消防等／防災教育等	1-5																										
	都市計画課	緊急性の高い盛土造成地はないが、国から公表された「大規模盛土造成地の経過観察マニュアル」を参考に継続的に経過観察を行う必要がある。	大規模盛土造成地の滑動崩落などによる被害を軽減するため、国から公表された「大規模盛土造成の経過観察マニュアル」を参考に継続的に経過観察を行う。		継続（随時）	2）住宅・都市	1-5																									
	農林水産課	森林の持つ公益的機能及び災害防止等の国土保全機能を発揮させるため、林道等の路網整備を推進する必要がある。	森林の持つ公益的機能及び災害防止等の国土保全機能を発揮させるため、森林や林道等の整備を推進し、森林の適正な管理に努める。	・林道改良事業 ・森林経営管理事業 ・鳥獣被害対策事業	継続	9）農林水産	1-5	4-7																								
	農林水産課	「災害に強い森林づくり」を将来に引継ぎ、また森林や緑を大切に思い・育むための学び・ふれあう場の提供が必要である。	暮らしに身近な森林づくり、森を育む人づくり、森と人をつなぐ学びの場づくりにつながる事業を実施する。	みえ森と緑の県民税活用事業（県交付金事業）	継続	9）農林水産	1-5	4-7																								
	防災危機管理課	適切な避難行動がとれるよう、防災マップの配布や、表示看板の設置により、土砂災害（特別）警戒区域を周知する必要がある。	防災マップを改定・配布し、土砂災害（特別）警戒区域の周知を図るとともに、表示看板を設置する。	防災マップの改定・配布（R5年度）	防災マップの改定・配布（随時）	10）国土保全	1-5																									
	土木総務課	適切な避難行動がとれるよう、防災マップの配布や、表示看板の設置により、土砂災害（特別）警戒区域を周知する必要がある。	防災マップを改定・配布し、土砂災害（特別）警戒区域の周知を図るとともに、表示看板を設置する。	防災マップの改定・配布（R5年度）	防災マップの改定・配布（随時）	10）国土保全	1-5																									
2-1 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足																																	
	消防総務課	消防庁舎の機能を確保するため、庁舎の耐災害性の強化やバックアップ施設について検討を行う必要がある。	消防庁舎の機能を確保するため、庁舎の耐災害性の強化やバックアップ施設について検討を行う。	消防施設整備 実施中	継続（随時）	1）行政機能／警察・消防等／防災教育等	2-1	3-3																								
	消防課	救急救助活動が迅速に行えるよう、救急車、救助工作車、資機材の更新・整備等消防力の継続的な向上を推進する必要がある。	救急救助活動が迅速に行えるよう、救急車、救助工作車、資機材の更新・整備等を実施する。	車両整備計画 実施中	継続（毎年度）	1）行政機能／警察・消防等／防災教育等	2-1																									
	消防課	消防の活動に必要な燃料の備蓄を行うとともに、災害対応車両等への優先供給について、中核給油所との連携を図り、燃料供給体制の強化を行う必要がある。	消防の活動に必要な燃料の備蓄を行うとともに、災害対応車両等への優先供給について、中核給油所との連携を図り、燃料供給体制の強化を行う。		継続（随時）	1）行政機能／警察・消防等／防災教育等	2-1																									
	消防課	大規模災害時の対応を考慮した救急隊員の訓練を実施するとともに、より高度な救命処置ができる救急救命士の養成を行い、救急体制の強化を図る必要がある。	大規模災害時の対応を考慮した救急隊員の訓練を実施するとともに、より高度な救命処置ができる救急救命士の養成を行う。	救急救命士養成計画 実施中	継続（毎年度）	1）行政機能／警察・消防等／防災教育等	2-1																									
	長寿社会課	現在の台帳は、一人暮らしの方や高齢者のみ世帯の方などを対象者として整備しているが、災害時において一人では避難が困難な方（要支援者）も含めて、整備を図る必要がある。	災害対策基本法にもとづき、災害時要援護者台帳登録者の名簿（避難行動要支援者名簿）対象者を見直し、災害時要援護者台帳（個別避難計画）の整備を図る。	災害時要援護者台帳登録者の名簿（避難行動要支援者名簿）の更新 1回／年	継続（毎年度）	A）リスクコミュニケーション	2-1	2-3																								
	障がい福祉課	災害時に安心生活応援事業利用者が円滑な避難ができるよう、受託事業者と情報を共有し、福祉避難所に必要な備品の整備等、適宜行っていく必要がある。	災害時要援護者台帳を作成・更新する。災害時要援護者台帳に登録された在宅重度障害者に対しては、毎月1回程度の安否確認訪問を、安心生活応援事業の受託事業所が実施している。また、安心生活応援事業の受託事業所と情報共有を行い、福祉避難所の運営、備品の確認、購入の協議を行い、災害時の支援体制の整備に努める。	安心生活応援事業利用登録者 41人（R6年1月時点）	安心生活応援事業利用登録者 45人	A）リスクコミュニケーション	2-1	2-3																								
	消防課	消防団が中心となって、救出・救護活動ができる地域住民を養成し、共助の根幹となる自主防災組織の充実強化を図る必要がある。	消防団が中心となって、救出・救護活動ができる地域住民を養成し、自主防災組織の充実強化を図る。	消防団の指導による自主防災組織の訓練実施 実施中	継続（毎年度）	A）リスクコミュニケーション	2-1																									
	消防署	消防団が中心となって、救出・救護活動ができる地域住民を養成し、共助の根幹となる自主防災組織の充実強化を図る必要がある。	消防団が中心となって、救出・救護活動ができる地域住民を養成し、自主防災組織の充実強化を図る。	消防団の指導による自主防災組織の訓練実施 実施中	継続（毎年度）	A）リスクコミュニケーション	2-1																									
2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺																																	
	道路整備課	生活道路について、災害時の避難や救助救出活動、緊急車両通行等に支障が生じる恐れがあるため、生活道路の整備を促進し安全対策を講じる必要がある。	生活道路の整備を促進し、安全対策を講ずる。	<道路整備要望事業> 市単独事業（実施中）	継続（毎年度）	2）住宅・都市	2-2	2-4	2-6																							
	市街地整備課	災害時の避難や救助救出活動、緊急車両の通行等に支障が生じる恐れがあるため狭あい道路の整備を促進し安全対策を講じる必要がある。	災害時の避難や救助救出活動、緊急車両の通行等に支障が生じる恐れがあるため狭あい道路の整備を促進し安全対策を講じる	助成件数 115件／年 狭あい道路工事件数 115件 住環境整備事業(防災・安全交付金)狭あい道路整備等促進事業（第Ⅱ期三重県における市街地の安全性の向上）	工事完了件数 75件／年	2）住宅・都市	2-2	4-1	5-5																							
	防災危機管理課	災害時の医療救護活動が円滑にできるよう、研修会や救護所開設訓練を通じて関係機関と連携強化を図るとともに、医療救護活動に必要な医薬品等の供給体制を強化する必要がある。	関係機関と連携した研修会や救護所開設訓練を実施し、連携強化を図るとともに、医療救護活動に必要な医薬品等の供給体制の強化を図る。	総合防災訓練の実施（R4年度） 地域地震防災訓練の実施（R5年度）	総合防災訓練又は地域地震防災訓練の実施	3）保健医療・福祉	2-2	2-3	2-7																							
	地域医療推進課	「災害時における医薬品等の確保・供給に関するマニュアル」に基づき、県や関係機関と連携して、医療救護活動に必要な医薬品等の供給体制を整備する必要がある。	「災害時における医薬品等の確保・供給に関するマニュアル」に基づき、県や関係機関と連携して、医療救護活動に必要な医薬品等の供給体制を整備する。		継続（随時）	3）保健医療・福祉	2-2																									
	地域医療推進課	災害時の医療救護活動が円滑にできるよう、県や関係機関と連携して、医療救護活動に必要な医薬品等の供給体制を強化する必要がある。	県や関係機関と連携した医療救護訓練を実施し、医療救護活動に必要な医薬品等の供給体制の強化を図る。	防災訓練（医療本部・救護所開設訓練）の実施	継続（毎年度）	3）保健医療・福祉	2-2	2-7																								
	地域医療推進課	災害時の医療救護活動が円滑にできるよう、研修会や救護所開設訓練を通じて、医療関係団体や県との連携を強化する必要がある。	医師会、歯科医師会、薬剤師会、県保健所との連携強化のため、災害医療に関する勉強会の開催や救護所開設訓練を継続して行う。	防災訓練（医療本部・救護所開設訓練）の実施	継続（毎年度）	3）保健医療・福祉	2-2	2-7																								
	土木総務課	道路や林道が損壊した場合、救助救出活動や避難等に支障が生じるため、人員や物資など緊急輸送や、避難に必要なネットワーク道路の交通が確保されるよう、国道や県道の整備については国及び県に要望し、整備を促進する必要があり、市道の主要な幹線道路についても、引続き整備を推進する必要がある。	国道や県道の整備について、国及び県に整備の促進を要望する。	〈国道〉鈴鹿四日市道路、北勢バイパス等 〈県道〉鈴鹿亀山道路、鈴鹿環状線（磯山バイパス・国府バイパス）、神戸長沢線、亀山鈴鹿線（野町国府線）等	継続（毎年度）	8）交通・物流	2-2	2-4	2-6	5-5																						
	道路整備課	道路や林道が損壊した場合、救助救出活動や避難等に支障が生じるため、人員や物資など緊急輸送や、避難に必要なネットワーク道路の交通が確保されるよう、国道や県道の整備については国及び県に要望し、整備を促進する必要があり、市道の主要な幹線道路についても、引続き整備を推進する必要がある。	主要幹線道路等の整備を推進する。	・<街路事業>汲川原橋徳田線（庄野・国府区間）改良事業 2工区（防災・安全交付金事業） 51% 、H30～R11、総事業費51.7億円 ・<道路事業>加佐登鼓ヶ浦線外6路線改良事業（社会資本整備総合交付金事業）（6路線実施中）	・91% ・継続（毎年度）	8）交通・物流	2-2	2-4	2-6	5-5																						

	担当課	脆弱性評価の結果	推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）	施策分野、横断的分野	関連リスクシナリオ番号																									
	道路保全課	道路や林道が損壊した場合、救助救出活動や避難等に支障が生じるため、人員や物資など緊急輸送や、避難に必要なネットワーク道路の交通が確保されるよう、国道や県道の整備については国及び県に要望し、整備を促進する必要があり、市道の主要な幹線道路についても、引き続き整備を推進する必要がある。	主要幹線道路等の整備を推進する。	<舗装事業> （防災・安全交付金事業） ・（1）花川西能褒野線外20路線　実施中 事 業 概 要 ： 舗装修繕事業 全体事業費 ： 1,034百万円 事 業 期 間 ： R4年度～R8年度 ・（他）近田河原田線外4路線　実施中 事 業 概 要 ： 踏切舗装修繕事業 全体事業費 ：85百万円 事 業 期 間 ： R4年度～R8年度 ・路面性状調査　実施中 事 業 概 要 ：舗装維持管理計画策定 全体事業費 ： 19百万円 事 業 期 間 ： R5年度～R6年度 （緊急自然災害防止対策事業） ・平野三日市線外10路線　実施中 <小規模附属物点検事業> （防災・安全交付金事業） ・小規模附属物点検　実施中 事業概要：道路附属物の点検・計画策定 全体事業費 ： 63百万円 事 業 期 間 ： R6年度～R8年度 <歩道整備事業> （防災・安全交付金事業） ・（他）加佐登一丁目188号線　実施中 事 業 概 要 ：歩道整備事業 全体事業費 ： 238百万円 事 業 期 間 ： R3年度～R7年度 ・（1）栄天名線　実施中 事 業 概 要 ：歩道整備事業 全体事業費 ： 11百万円 事 業 期 間 ： R6年度～R7年度	継続	8）交通・物流	2-2	2-4	2-6	5-5																								
	道路保全課	橋梁が破損した場合、被害の拡大が避けられないことから、計画的な橋梁の耐震化を図る必要がある。	被害拡大の防止のため、計画的な橋梁の耐震化を図る。	<橋りょう耐震・長寿命化事業> （緊急防災・減災事業） ・橋りょう耐震補強事業 実施中 （道路メンテナンス事業） ・橋りょう長寿命化事業 実施中 （防災・安全交付金事業） ・（1）庄野橋庄野共進線外1路線 実施中 事 業 概 要 ： 橋梁塗装塗替事業 全体事業費 ： 43百万円 事 業 期 間 ： R6年度～R7年度	継続（毎年度）	8）交通・物流	2-2	2-4	2-6	5-5																						
2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生																																
	防災危機管理課	避難所において、避難者にアレルギー対応非常食や飲料水、毛布等を配給できるよう、想定避難者数に応じた物資の備蓄を充実する必要がある。	想定避難者数に応じたアレルギー対応非常食や飲料水、毛布、給水袋等の備蓄物資の充実を計画的に図る。	アレルギー対応食の充足率 60%（R5年度見込み）	アレルギー対応食の充足率 100%	1）行政機能／警察・消防等／防災教育等	2-3	2-4	2-7																							
	防災危機管理課	避難者の震災関連死を防ぐよう、収容避難所での避難生活の環境を改善する必要がある。	非常電源や災害時特設公衆電話、Ｗｉ－Ｆｉ環境、マンホールトイレ、防災井戸、防災倉庫等を整備し、収容避難所の環境改善を図る。	収容避難所の環境改善（R5年度）	収容避難所の環境改善（毎年度）	1）行政機能／警察・消防等／防災教育等	2-3	2-4	2-7	5-2	5-4																				
	子ども家庭支援課	避難行動要支援者等の対象者数に対し、福祉避難所が少ないため、増やすための取組が必要である。	福祉避難所の指定数を増やすための方策を検討する	児童福祉施設 1施設	随時	1）行政機能／警察・消防等／防災教育等	2-3																								
	長寿社会課	支援が必要になる方の人数に対し、受け入れる側の福祉避難所のキャパシティが少ないため、今後、増やすための取組が必要である。	福祉避難所の指定数を増やすための方策を検討する。	福祉避難所の指定数 14施設	継続（随時）	1）行政機能／警察・消防等／防災教育等	2-3																								
	障がい福祉課	避難行動要支援者等の対象者数に対し、福祉避難所が少ないため、増やすための取組が必要である。	福祉避難所の指定数を増やすための方策を検討する	障がい者施設 11施設	随時	1）行政機能／警察・消防等／防災教育等	2-3																								
	下水道工務課	マンホールトイレの整備は、避難所生活でのストレス軽減に繋がることから、整備促進を図る必要がある。	マンホールトイレの整備は、避難所生活でのストレス軽減に繋がることから、整備を推進する。	鈴鹿市下水道総合地震対策事業（防災・安全交付金） 大木中学校・桜島小学校　R3～R7年度	継続	2）住宅・都市	2-3	2-7																								
	子ども保健課	被災者は、心身ともに疲労していることが予想されるため、健康相談等ができる相談窓口を設置し、被災者等の健康状況を把握できる体制を整備する必要がある。	健康相談等ができる相談窓口を設置し、被災者等の健康状況を把握できる体制を整備する。		継続	3）保健医療・福祉	2-3																								
	子ども保健課	災害のショックや避難所生活の長期化等により、身体的不健康への対応とともに、被災者にとっては極度の精神疲労が予想されるため、精神面でのケアができる体制を整備する必要がある。	精神面へのケアができる体制を整備する。		継続	3）保健医療・福祉	2-3																								
	地域医療推進課	避難生活の長期化や衛生状態の悪化などによる感染症のリスク拡大を防止するため、家庭でのマスクや手指消毒剤の備蓄など感染症の予防対策の啓発を推進する必要がある。	避難生活の長期化や衛生状態の悪化などによる感染症のリスク拡大を防止するため、家庭でのマスクや手指消毒剤の備蓄など感染症の予防対策の啓発を推進する。		継続	3）保健医療・福祉	2-3	2-7																								
	地域医療推進課	被災者は、心身ともに疲労していることが予想されるため、健康相談等ができる相談窓口を設置し、被災者等の健康状況を把握できる体制を整備する必要がある。	健康相談等ができる相談窓口を設置し、被災者等の健康状況を把握できる体制を整備する。		継続	3）保健医療・福祉	2-3																								
	地域医療推進課	災害のショックや避難所生活の長期化等により、身体的不健康への対応とともに、被災者にとっては極度の精神疲労が予想されるため、精神面でのケアができる体制を整備する必要がある。	精神面へのケアができる体制を整備する。		継続	3）保健医療・福祉	2-3																								
	防災危機管理課	清掃ボランティアに対し、ごみの分別方法や仮置き場への搬送、ガレキ撤去の際に発見された思い出の品等の保管等の周知ができるよう、社会福祉協議会と連携の強化を図る必要がある。	清掃ボランティアに対し、ごみの分別方法や仮置き場への搬送、ガレキ撤去の際に発見された思い出の品等の保管等の周知ができるよう、社会福祉協議会と連携の強化を図る。	災害ボランティアセンター設置・運営訓練への参加（R5年度）	社会福祉協議会主催の災害ボランティアセンター設置・運営訓練への参加（毎年度）	11）環境	2-3	6-3																								
	健康福祉政策課	清掃ボランティアに対し、ごみの分別方法や仮置き場への搬送、ガレキ撤去の際に発見された思い出の品等の保管等の周知ができるよう、社会福祉協議会と連携の強化を図る必要がある。	清掃ボランティアに対し、ごみの分別方法や仮置き場への搬送、ガレキ撤去の際に発見された思い出の品等の保管等の周知ができるよう、社会福祉協議会と連携の強化を図る。	災害ボランティアセンター設置・運営訓練への参加（R5年度）	社会福祉協議会主催の災害ボランティアセンター設置・運営訓練への参加（毎年度）	11）環境	2-3	6-2																								
	防災危機管理課	地域が協力して避難所運営ができるよう、避難所開設運営訓練を継続して行う必要がある。	地域が協力して避難所運営ができるよう、地域における避難所開設運営訓練を支援する。	地域における避難所運営訓練への支援（R5年度）	地域における避難所運営訓練への支援（継続）	A）リスクコミュニケーション	2-3	2-7	3-3																							

	担当課	脆弱性評価の結果	推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）	施策分野、横断的分野	関連リスクシナリオ番号																									
2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止																																
	経営企画課	地震等の災害が発生した場合の対応については、「鈴鹿市上下水道局災害時等行動マニュアル（水道編）」を基に年1回、緊急取水拠点施設にて応急給水等の訓練を実施しており、引き続き訓練・検証を重ねマニュアルの見直しを行う必要がある。	応急給水等の訓練を実施し、「鈴鹿市上下水道局災害時等行動マニュアル（水道編）」を見直す。	鈴鹿市上下水道局災害時等行動マニュアル（水道編）の策定 策定済（H28年度策定、R4年4月改定）	更新（随時）	2）住宅・都市	2-4	3-3	4-6	5-4																							
	経営企画課	災害による断水等により、本市独自で水の確保ができない場合に備え、近隣市町、関係機関との協力体制を整備しており、引き続き協力体制の充実強化を図る必要がある。	災害時に水の確保ができない場合に備え、近隣市町や関係機関との協力体制の強化を図る。	協定の締結 締結済 ・三重県水道災害広域応援協定 ・(公社)日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定 ・災害時における応急給水等業務の応援に関する協定	更新（随時）	2）住宅・都市	2-4	3-3	4-6	5-4																							
	防災危機管理課	事業所が業務を継続できるよう、事業所において、水や食料、生活必需品等の備蓄を行う必要がある。	事業所における水や食料、生活必需品等の備蓄の必要性について啓発する。	民間事業所に対する防災研修会の実施（R5年度）	民間事業所に対する防災研修会の実施（毎年度）	A）リスクコミュニケーション	2-4	4-1																							
2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱																																
2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生																																
2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生																																
	下水道工務課	下水道（汚水）施設、汚水中継ポンプ場等の施設の管理を行うとともに、応急対応に必要な防災体制の整備を推進する必要がある。	下水道（汚水）施設、汚水中継ポンプ場等の施設の管理を行うとともに、応急対応に必要な防災体制の整備を推進する。	・公共下水道（汚水）施設整備事業（社会資本整備総合交付金） ・団体営農業集落排水整備促進事業（農村整備事業） ・災害関連農村生活環境施設復旧事業	継続（随時）	2）住宅・都市	2-7	3-3	5-4																							
	下水道工務課	住宅や避難所等からの生活排水を速やかに排除するため、公共下水道（汚水）事業においては、計画的な整備を行う必要がある。	生活排水処理施設の整備を推進する。	・公共下水道処理人口 123,787人（R5年度） ・公共下水道（汚水）施設整備事業（社会資本整備総合交付金）鈴鹿市における生活環境向上（重点計画）R5～R8年度	・公共下水道処理人口 131,174人 ・継続（随時）	2）住宅・都市	2-7	3-3	5-4																							
	地域医療推進課	疫病、感染症等に対する医療機関及び保健所、消防機関等との組織的な連携体制を構築し、定期的な訓練を実施するとともに、感染症対応活動資機材の整備を推進する必要がある。	疫病、感染症等に対する医療機関及び保健所、消防機関等との組織的な連携体制を構築し、定期的な訓練を実施するとともに、感染症対応活動資機材を整備する。	実施中	継続（随時）	3）保健医療・福祉	2-7																								
	地域医療推進課	大規模地震の際の避難所への避難者（1日目）が多数となることが予想されることから、避難所等への避難者の衛生的な生活環境を確保するとともに、感染症の発生と流行を防止するために、インフルエンザや新型コロナウイルス等の予防接種率のさらなる向上を図る必要がある。	インフルエンザ等の予防接種率の向上を図る。	65歳以上インフルエンザ予防接種事業接種率57.1％（R4年度）	継続（毎年度）	3）保健医療・福祉	2-7																								
	営業課	公共下水道（汚水）整備区域及び農業集落排水処理区域等から外れた区域については、合併処理浄化槽の整備を進めていくため、「鈴鹿市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要領」に基づき、老朽化した単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換などを促進する必要がある。	生活排水処理施設の整備を推進する。	合併処理浄化槽設置整備事業（循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）））	継続（随時）	11）環境	2-7																								
	下水道工務課	定期的な機器・水質の点検及び関係機関との協議締結等により、大規模災害に備えており、平成28年度に策定した鈴鹿市下水道BCP（地震・津波編）と併せて、対策訓練等により防災力の向上を図る必要がある。	下水道事業継続計画（BCP）を策定し、対策訓練等により防災力の向上を図る。	鈴鹿市下水道BCP（地震・津波編）の策定 策定済（H28年度）	更新（随時）	B)人材育成	2-7	3-3	6-2																							
	下水道工務課	下水道（汚水）施設の長期にわたる機能停止の場合、被害の拡大が避けられないことから、計画的な下水道（汚水）施設の耐震化・老朽化対策を図る必要がある。	下水道（汚水）施設の長期にわたる機能停止を回避するため、計画的な下水道（汚水）施設の耐震化・老朽化対策を図る。	・鈴鹿市下水道総合地震対策事業 ・鈴鹿市公共下水道（汚水）施設ストックマネジメント事業（防災・安全交付金）鈴鹿市における下水道施設の改築・更新R6～R10年度 ・鈴鹿市農業集落排水施設ストックマネジメント事業	継続	D)老朽化対策	2-7	5-4																								
3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱																																
	交通防犯課	誰もが安全で安心に生活できるまちを作るため、防犯設備などの整備を行うとともに、様々な手段を用いて防犯意識の高揚を図る必要がある。	地域で行う防犯活動を支援し、地域の防犯力の向上を図る。犯罪情勢を注視しつつ、関係機関、団体と連携し、犯罪抑止を推進する。	年間の人口1,000人当たりの刑法犯認知件数（犯罪率） R4年度5.1件	年間の人口1,000人当たりの刑法犯認知件数（犯罪率） R9年度4.2件	1）行政機能／警察・消防等／防災教育等	3-1																									
	消防署	地域による犯罪抑止の見守りができるよう、地域や消防団等に対して啓発を行い、災害時の治安悪化を防ぐ必要がある	災害時の治安悪化を防ぐため、地域や消防団等に対して啓発を行い、地域による犯罪抑止の見守りができるよう支援する。			A）リスクコミュニケーション	3-1																								
3-3 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下																																
	消防総務課	災害時における電力を確保するため、非常用発電設備の強化を進める必要がある。	災害時における電力を確保するため、非常用発電設備の強化を進める。	非常用電源設備 3か所 可搬式自家用発電機 4か所	継続（随時）	1）行政機能／警察・消防等／防災教育等	3-3																								
	消防総務課	防災拠点として位置付けのある消防施設については、その防災上の機能及び用途に応じ、想定される地震・津波等に対して、必要な防災対策を推進する必要がある。	防災拠点として位置付けのある消防施設については、その防災上の機能及び用途に応じ、想定される地震・津波等に対して、必要な防災対策を推進する。		継続（随時）	1）行政機能／警察・消防等／防災教育等	3-3																								
	消防総務課	停電などの非常時に、消防活動体制を維持するため、非常用電源の充実を行う必要がある。	停電などの非常時に、消防活動体制を維持するため、非常用電源の充実を図る。	非常用電源設備 3か所 可搬式自家用発電機 4か所	継続（随時）	1）行政機能／警察・消防等／防災教育等	3-3																								
	消防総務課	停電などの非常時に、情報通信体制を維持するため、非常用電源の充実を行う必要がある。	停電などの非常時に、情報通信体制を維持するため、非常用電源の充実を図る。	非常用電源設備 3か所 可搬式自家用発電機 4か所	継続（随時）	1）行政機能／警察・消防等／防災教育等	3-3	5-1																							
	消防課	停電などの非常時に、情報通信体制を維持するため、非常用電源の充実を行う必要がある。	停電などの非常時に、情報通信体制を維持するため、非常用電源の充実を図る。	非常用電源設備 3か所 可搬式自家用発電機 4か所	継続（随時）	1）行政機能／警察・消防等／防災教育等	3-3	5-1																							
	情報指令課	停電などの非常時に、情報通信体制を維持するため、非常用電源の充実を行う必要がある。	停電などの非常時に、情報通信体制を維持するため、非常用電源の充実を図る。	非常用電源設備 3か所 可搬式自家用発電機 4か所	継続（随時）	1）行政機能／警察・消防等／防災教育等	3-3	5-1																							
	消防総務課	元消防職・団員が大規模災害時にその経験・知識を活かして消防活動等の支援に従事するための組織への登録を推進する必要がある。	元消防職・団員が大規模災害時にその経験・知識を活かして消防活動等の支援に従事するための組織への登録を推進する。		継続（随時）	1）行政機能／警察・消防等／防災教育等	3-3																								

	担当課	脆弱性評価の結果	推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）	施策分野、横断的分野	関連リスクシナリオ番号		
	消防署	元消防職・団員が大規模災害時にその経験・知識を活かして消防活動等の支援に従事するための組織への登録を推進する必要がある。	元消防職・団員が大規模災害時にその経験・知識を活かして消防活動等の支援に従事するための組織への登録を推進する。		継続（随時）	1）行政機能／警察・消防等／防災教育等	3-3		
	消防総務課	大規模災害時に備え、消防救急無線等の整備及び維持管理を行うとともに、情報の収集・伝達体制の効率化を図るため、高機能消防指令センターの共同整備を検討し、適切な運用を進める必要がある。	大規模災害時に備え、消防救急無線等の整備及び維持管理を行うとともに、情報の収集・伝達体制の効率化を図るため、高機能消防指令センターの共同整備を検討し、適切な運用を進める。	津市、鈴鹿市及び亀山市における高機能消防指令センターの共同運用　整備中	R8年度運用開始	1）行政機能／警察・消防等／防災教育等	3-3	5-1	
	情報指令課	大規模災害時に備え、消防救急無線等の整備及び維持管理を行うとともに、情報の収集・伝達体制の効率化を図るため、高機能消防指令センターの共同整備を検討し、適切な運用を進める必要がある。	大規模災害時に備え、消防救急無線等の整備及び維持管理を行うとともに、情報の収集・伝達体制の効率化を図るため、高機能消防指令センターの共同整備を検討し、適切な運用を進める。	津市、鈴鹿市及び亀山市における高機能消防指令センターの共同運用　整備中	R8年度運用開始	1）行政機能／警察・消防等／防災教育等	3-3	5-1	
	経営企画課	水道施設及び下水道施設の円滑かつ早急な復旧を図るための協定を関係機関等と締結しており、引き続き訓練等により連携の強化を図る必要がある。	水道施設及び下水道施設の円滑かつ早急な復旧を図るための協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図る。	協定の締結 締結済 ・三重県水道災害広域応援協定 ・（公社）日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定 ・災害等における水道管路施設の応急復旧工事等に関する協定 ・緊急時における災害応急工事等に関する協定（下水道）	更新（随時）	2）住宅・都市	3-3	4-6	5-4
	公共施設政策課	地震に係る災害が発生した場合に、民間の被災建築物応急危険度判定士の支援及び協力を得て、被災した収容避難所等に対する応急危険度判定を迅速に実施する必要がある。	地震に係る災害が発生した場合に、民間の被災建築物応急危険度判定士の支援及び協力を得て、被災した収容避難所等に対する応急危険度判定を迅速に実施する。	地震災害発生時における被災建築物応急危険度判定に関する協定書（三重県建築士会鈴鹿支部）H30年3月締結済	継続（随時）	A）リスクコミュニケーション	3-3	6-2	
4-1　サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下									
	産業政策課	事業者に対し、国庫補助事業や被災者向けの助成制度等を活用して、事業の継続や再開に対する支援を行う必要がある。	商工会議所等との連携や、ウェブサイト掲載により、事業者に対して事業継続計画（BCP）策定の必要性を周知する。		継続（随時）	7）産業構造	4-1		
4-2　重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出									
	予防課	危険物施設等に対し、消防職員の立入検査や関係機関との合同訓練を継続して実施し、防災・減災体制の充実強化を図る必要がある。	危険物施設等に対し、消防職員の立入検査や関係機関との合同訓練を実施する。	・危険物施設立入検査の実施　実施中 ・危険物施設消防訓練の実施　実施中	継続（毎年度）	1）行政機能／警察・消防等／防災教育等	4-2		
	予防課	危険物施設等の関係者に対し、講習会などの保安教育を継続して実施することにより、保安管理の強化を図る必要がある。	危険物施設等の関係者に対し、講習会などの保安教育を継続して実施することにより、保安管理の強化を図る。	講習会などの実施　実施中	継続（毎年度）	A）リスクコミュニケーション	4-2		
4-4　金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響									
4-5　食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響									
	農林水産課	農業従事者の高齢化や後継者不足により、今後さらに耕作放棄地の増加が懸念されることから、担い手の経営安定化に資する取組について支援し、新規就農者及び新たな担い手についても育成・確保する必要がある。	農業の経営安定化や新たな担い手を育成・確保する。	新規就農・経営継承総合支援事業	継続	9）農林水産	4-5		
	農林水産課	農業者に対し、国庫補助事業等を活用して、規模拡大や経営合理化など経営改善に向けた取組に対する支援を行う必要がある。	国庫補助事業を活用して、規模拡大や経営改善に向けた取組に対する支援を行う。	・農地利用効率化等支援事業 ・担い手確保・経営強化支援事業費 ・生産調整推進対策事業 ・鳥獣被害対策事業 ・機構集積協力金交付事業 ・中山間地域等直接支払制度	継続	9）農林水産	4-5		
	農林水産課	畜産業の整備をする必要がある。	畜産業の生産基盤の強化を推進する。	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	継続（毎年度）	9）農林水産	4-5		
	農林水産課	被災者、中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して、積極的な資金の融資計画を推進する必要がある。	災害時には、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進する。	農業近代化資金利子補給金	継続	9）農林水産	4-5		
	農林水産課	農業協同組合、漁業協同組合等に対して、大規模災害時においても食料等の安定供給ができるよう働きかける必要がある。	農業協同組合、漁業協同組合等に対して、大規模災害時においても食料等の安定供給ができるよう働きかける。			9）農林水産	4-5		
4-6　異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響									
4-7　農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下									
	農林水産課	事業者に対し、国庫補助事業や被災者向けの助成制度等を活用して、業務の継続や再開に対する支援を行う必要がある。	国庫補助事業や被災者向けの補助制度を活用して、業務の継続や再開に対する支援を行う。	・農業近代化資金利子補給金 ・鳥獣被害対策事業	継続	9）農林水産	4-7		
	農林水産課	多数の海岸漂着物を速やかに撤去する必要がある。	多数の海岸漂着物を速やかに撤去する。	海岸漂着物撤去	継続	11）環境	4-7		
	農林水産課	臨海部の複合災害については、津波漂流物による二次災害が予測されることから、県と連携し、放置船・流木ごみ等の撤去等を推進していく必要がある。	県と連携し、放置船・流木ゴミ等の撤去を推進する。			11）環境	4-7		
5-1　テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態									
5-2　電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止									
	環境政策課	南海トラフによる地震被害想定では停電率が100%であることから、大規模地震に備え、市有施設への太陽光発電設備等の自立分散型エネルギー設備の導入を検討し省エネルギー化を推進する必要がある。	今後、新たに建設する施設について、太陽光発電設備等の自立分散型エネルギー設備の導入を検討し省エネルギーの推進を図る。		継続（随時）	1）行政機能／警察・消防等／防災教育等	5-2	5-3	
5-3　都市ガス供給・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止									
5-4　上下水道施設の長期間にわたる機能停止									
	河川雨水対策課	下水道（雨水）施設の機能停止の場合、浸水被害の拡大が避けられないことから、計画的な下水道（雨水）施設の耐震化・老朽化対策を図る必要がある。	下水道（雨水）施設の機能停止の場合、浸水被害の拡大が避けられないことから、計画的な下水道（雨水）施設の耐震化・老朽化対策を図る。	・下水道ストックマネジメント計画（防災・安全交付金事業）R5～R9年度 ・下水道総合地震対策事業（防災・安全交付金事業）計画R5～R9年度	継続	10）国土保全	5-4		
5-5　幹線道路が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響									
6-1　自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態									

	担当課	脆弱性評価の結果	推進方針	指標（現状値）	指標（目標値）	施策分野、横断的分野	関連リスクシナリオ番号
6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態							
	長寿社会課	認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症の理解を深め、本人・家族の応援者となる認知症サポーターの養成を進める必要がある。	認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行うため、本人・家族の応援者となる認知症サポーターの養成を促進する。	認知症サポーター養成人数（累計） 19,774人（R2年度） 21,057人（R3年度） 22,604人（R4年度） 24,398人（R5年度）	32,000人（R9年度）	A)リスクコミュニケーション	6-2
	建築指導課	災害により被災した建築物及び宅地からの2次災害を防止するため、応急危険度判定が速やかに行われるよう、県及び判定士との連携を図る必要がある。	応急危険度判定が速やかに行われるよう、当該判定マニュアルの整備、判定拠点候補施設の設定を行うとともに、県及び判定士との連携を図る。		継続（随時）	A)リスクコミュニケーション	6-2
	建築指導課	災害時における住家の被害認定調査に係る協力のための協定を関係機関と連携しており、引き続き訓練等により、連携の強化を図る必要がある。	災害時における住家の被害認定調査に係る協力のための協定を関係機関と締結しているが、訓練等により連携の強化を図る。		継続（随時）	A)リスクコミュニケーション	6-2
	都市計画課	被災宅地危険度判定士の継続的な人材確保を行い、県に広域でのデモ訓練を要望し、連携強化を図る必要がある。	県が毎年主催する被災宅地危険度判定士養成講習会に市職員の参加の呼びかけ及び有資格者の資格更新の案内をすることで継続的に人材の確保を行い、県に広域でのデモ訓練の実施を要望し、連携強化を図る。		継続（随時）	B)人材育成	6-2
	防災危機管理課	被災者が早期に生活再建できるよう、建築関係団体と防災協定を締結し、被災住宅の相談窓口や被災住宅応急修理、被災度区分判定業務等の支援を行う必要がある。	被災住宅の相談窓口や被災住宅応急修理、被災度区分判定業務等の支援について、関係団体との防災協定の締結を行う。	関係団体との防災協定締結数 2団体（H26年度）	関係団体との防災協定の運用（継続）	C)官民連携	6-2
6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態							
	廃棄物対策課	災害廃棄物処理計画を適宜更新していくとともに、災害発生時に確実に運用できるよう、講習会等への参加などを通じ、災害廃棄物処理計画の実効性の確保に取り組んでいく必要がある。	災害廃棄物処理計画を適宜更新していくとともに、災害発生時に確実に運用できるよう、講習会等への参加などを通じ、災害廃棄物処理計画の実効性の確保に取り組む。	災害廃棄物処理計画（策定済）	更新（随時）	11）環境	6-3
	廃棄物対策課	災害廃棄物を適切かつ迅速に処理するため、県関係機関や事業者等と情報の共有化を図る必要がある。	災害時のごみを適切に処理し、被災地の生活や復旧・復興に支障が出ないよう、県関係機関、事業者等との連携体制を整備する。	・災害等廃棄物処理事業費補助金 ・三重県災害廃棄物処理応援協定（締結済） ・災害時における廃棄物の処理に関する応援協定（締結済）	継続	11）環境	6-3
6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態							
	土木総務課	地籍調査の遅れが、災害発生後の復旧・復興の遅れにつながることが懸念されるため、順次地籍調査を実施する必要がある。	土地境界を明確化する地籍調査について、より円滑かつ迅速に進める方策を講じつつ推進する。	地籍調査事業進捗率 14.5%（R4年度）	継続（毎年度）	12）土地利用（国土利用）	6-4
	住宅政策課	応急仮設住宅の建設用地について、災害時における様々な土地利用を踏まえ、事前に候補地を選定しておく必要がある。	応急仮設住宅の建設用地について、災害時における様々な土地利用を踏まえ、事前に候補地選定と応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策を検討する。		継続（随時）	12）土地利用（国土利用）	6-4
6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失							
	文化財課	貴重な文化財を火災等から守るため、文化財所有者等と連携して防火体制を強化する必要がある。	貴重な文化財を火災等から守るため、文化財所有者等と連携して消防訓練を実施し、防火体制を強化する。	消防訓練の実施　実施中	継続（毎年度）	A)リスクコミュニケーション	6-5
	予防課	貴重な文化財を火災等から守るため、文化財所有者等と連携して防火体制を強化する必要がある。	貴重な文化財を火災等から守るため、文化財所有者等と連携して消防訓練を実施し、防火体制を強化する。	消防訓練の実施　実施中	継続（毎年度）	A)リスクコミュニケーション	6-5
6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響							